

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) 國幸興發(株)・宝来建設(株) 特定建設工事共同企業体

○ 國幸興發(株) 那覇市泉崎1-16-18

47-003817 代表者 國場 幸博

(土木特A、建築B、とび・土工、鋼構造物、ほ装A、しゅんせつ、
塗装、機械器具設置、水道施設)

○ 宝来建設(株) 沖縄市美里仲原町14-6

47-000475 代表者 来間 敏一

(土木A、建築B、とび・土工、水道施設)

2 指名停止措置期間

平成28年1月21日～平成28年2月3日(2週間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事(下請けを含む)

4 事実概要

國幸興發(株)・宝来建設(株) 特定建設工事共同企業体が受注した、下水道建設事務所発注の「宜野湾浄化センター最終沈殿池築造工事(1工区)」において、平成27年10月17日、下請業者である(有)良組の作業員が最上部の足場支保組立のため、作業持ち場にて足場支保材クレーン荷下ろし作業中、安全带フックを掛けずに荷下ろし場所の見当をつけていたところ、バランスを崩し下方へ落下。その際、下方で鉛直方向に配置されている壁鉄筋に突き刺さり、外傷性直腸穿孔、仙骨骨折の怪我を負った。

5 指名停止措置理由

國幸興發(株)・宝来建設(株) 特定建設工事共同企業体を実施した新規入場者教育に要した時間や内容が不十分であったことが、今回の労働災害が発生した要因の一つと史料されるため、安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような状況で発生した事故については、本県指名停止等措置要領別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」

別表第1第7号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上4か月以内</u>